

岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 鳥獣による農林水産物の被害防止を図るため、予算の範囲内において補助金及び奨励金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号。以下「国交付要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号。以下「国実施要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号。以下「国実施要領」という。）、岡山県農林水産業統合補助金交付要綱（平成19年3月22日農企第530号）、有害獣捕獲強化対策事業実施要領（平成30年4月1日鳥獣対第3号。以下「捕獲強化実施要領」という。）、有害鳥獣駆除班活動奨励事業実施要領（平成29年3月31日鳥獣対第218号。以下「駆除班実施要領」という。）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の名称、補助及び奨励（以下「補助」という。）の目的、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業要件は、別表に掲げるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助事業者としないことができる。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、別表補助金の名称の欄に掲げる補助金の名称における同一事業につき、同一事業者に対し、同一年度内に1回までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助金については、それらに定める回数とする。

(1) 有害鳥獣捕獲奨励金 イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ又はカラスごとに同一年度内に2回

(2) 捕獲促進奨励金 イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ又はカラスごとに同一年度内に1回

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金額は別表の補助金の名称の欄に掲げる補助金の区分に応じ、補助対象経費の合計額に同表補助率欄に掲げる補助率を乗じて得た額で、同表の補助限度額欄に掲げる額を上限として、市長が定める額とする。ただし、有害鳥獣捕獲奨励金及び捕獲促進奨励金については、次に掲げる鳥獣の種類ごとに当該各号に定める額を捕獲頭数に乗じて得た額を上限として、市長が定める額とする。

鳥獣名	有害鳥獣捕獲奨励金		捕獲促進奨励金 (円／頭・羽)
	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭・羽)	
イノシシ、ニホンジカ（成 おいて搬入確認した場合	食肉処理等のための施設に	19, 000	6, 000

獣)	埋設・焼却処分を行い書類確認した場合	17,000	
イノシシ、ニホンジカ（幼獣）		11,000	6,000
ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ		2,000	1,000
カワウ、カラス		1,000	800

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、有害鳥獣捕獲奨励金及び捕獲促進奨励金については、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請に係る添付書類)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のいずれかとする。ただし、別表の補助事業者欄に掲げる町内会及び捕獲活動に従事した駆除班並びに第5条第1項ただし書の規定による補助金の追加交付の申請をしようとする者については、それらの書類の提出は要しない。

(1) 市税を完納していることを証明できる書類

(2) 市税納付状況確認同意書（別記様式）

第9条 規則第5条第1項第1号から3号に規定する事業計画書、補助事業等に係る経費の収支予算書及び補助事業等に係る前年度決算書は要しない。

(交付決定前の着手)

第10条 補助金の交付決定前の事業着手については、事業の内容及び実施時期を勘案して適当と判断される場合に限り、これを認めることとする。

(状況報告の免除)

第11条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(着手及び完了届の免除)

第12条 有害鳥獣捕獲奨励金、捕獲促進奨励金、有害鳥獣駆除班活動奨励金及び捕獲活動推進対策補助金については、規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月20日 岡農水第1522号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年5月29日 岡農水第341号）

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年11月13日 岡農水第1048号）

この要綱は、平成27年11月15日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年2月4日 岡農水第1377号）

この要綱は、平成28年2月4日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月16日 岡農水第1637号）

この要綱は、平成28年3月16日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

平成27年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日 岡農水第77号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 岡農水第50号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日 岡農水第1081号）

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

附 則（令和3年3月22日 岡農水第1180号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日 岡農水第342号）

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助の目的	補助事業者	補助事業者の条件	補助事業	補助事業要件	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助金申請時期
有害鳥獣捕獲奨励金	有害鳥獣による農林水産物の被害防止	捕獲者（個人又は団体）	市内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく適法捕獲者	イノシシ, ニホンジカ, ヌートリア, ハクビシン, アライグマ, アナグマ, カワウ及びカラスの有害捕獲	市内で有害捕獲した鳥獣であること。	—	—	第7条第1項に定める額	1回目 8月 31日まで 2回目 2月 28日まで
捕獲促進奨励金	狩猟捕獲による農林水産物の被害防止	狩猟者（個人又は団体）	市内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく適法捕獲者	イノシシ, ニホンジカ, ヌートリア, ハクビシン, アライグマ, アナグマ, カワウ及びカラスの狩猟による捕獲	市内で猟期に狩猟により捕獲した鳥獣（鳥獣保護法第11条に基づく狩猟に限る）であること。	—	—	第7条第1項に定める額	3月 21日まで

有害鳥獣 駆除班活動 奨励金	有害鳥獣の捕獲による農林水産物の被害防止	1 捕獲活動に従事した駆除班	1 市内において岡山県岡山地区獵友会各分会により編成された駆除班で延70人以上出動した班	有害鳥獣の捕獲活動	市内において「鳥獣捕獲許可等事務処理要領」(昭和59年自保第307号)に規定する有害鳥獣の駆除活動であること。	1 「駆除班実施要領」別表及び駆除班の編制その他の活動に要する経費 2 駆除班の臨時的な体制整備に要する経費	1 県費分については「駆除班実施要領」別表及び活動実績による。 市費分については、予算の範囲内	1 県費分については一駆除班につき上限90,000円 市費については、予算の範囲内	1 3月 15日まで 2 隨時
		2 体制整備費	2 捕獲活動に従事した駆除班又は獵友会各分会	2 市内における岡山県岡山地区獵友会各分会及び各分会により編成された駆除班			2事業に係る経費	2 予算の範囲内	
有害獣捕獲柵補助金	有害獣の捕獲による農作物等の被害防止	町内会又は獵友会等	市内の町内会又は獵友会等	有害獣の捕獲柵を購入して行う事業	市内においてイノシシ、ニホンジカ又はカラスを確実に捕獲できると認められる柵を購入すること。	捕獲柵購入に係る費用。ただし、運搬費・人件費等は含まない。	2／3	一基当たり 126,000円	隨時
捕獲活動推進対策補助金	狩猟免許の取得を促進し、有害獣の捕獲強化を推進する。	岡山市内の岡山県岡山地区獵友会各分会	岡山市内の岡山県岡山地区獵友会各分会で新規に狩猟免許を取得した者及び新規に銃所持許可を取得した者がいる分会	狩猟免許取得を推進する事業	岡山市内に居所を置く者で、狩猟免許(第1種銃猟、第2種銃猟、わな猟)を新たに取得し、獵友会に入会した会員及び新規に銃所持許可を取得した者がいること。	「捕獲強化実施要領」別表中「捕獲活動推進対策事業」の定める経費	1／2	—	2月 28日まで

対策協議会活動補助金	鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資すること。	岡山市地域鳥獣被害防止対策交付金実施要領に定める協議会	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領に定める協議会	対策協議会の被害防止等に資する活動	岡山市鳥獣被害防止計画に基づき総合的かつ計画的に実施すること。	対象事業の実施に係る経費（国・県の補助を受けた場合はその経費を除く。）	定額（ただし、協議会構成団体は、この限りでない。）	—	2月28日まで
------------	----------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------	---------------------------------	-------------------------------------	---------------------------	---	---------

※ただし、補助金申請時期が休日に当たるときは、岡山市の休日を定める条例第2条の規定を準用するものとする。

様式第1号(第8条関係)

市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)第5条第1項の規定に基づく補助金交付申請にあたり、下記のとおり市税納付状況の確認を受けることに同意します。また、市税に滞納がある場合、岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱別表補助金の名称欄に定める補助事業に係る補助金の交付決定を受けられることについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

補助年度	年度	補助金等の名称		
補助事業の目的及び内容				
納付状況確認同意者 (上記同意内容及び誓約 内容に異議なき場合は署 名又は記名押印するこ と)	住 所	氏 名	印	
※担当課所見				

注 ※印の欄は記入しないこと。